

(証券コード8562)  
平成23年6月10日

株 主 各 位

福島県福島市万世町2番5号  
**株式会社 福島銀行**  
取締役社長 紺野邦武

## 第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の東日本大震災により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。さて、当行第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福島県福島市万世町2番5号  
当行本店 大会議室
3. 目 的 事 項  
報告事項 1. 第145期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
2. 第145期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

第1号議案	利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役5名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
  - ◎ 例年行っておりました株主懇談会は開催いたしませんので、あらかじめご了承ください。
  - ◎ 当日は軽装にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 第145期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

##### (事業内容と金融経済環境)

- 当行は、預金、為替、貸出など銀行業を主としておりますが、そのほか、投信や保険の販売など証券会社や保険会社の業務も行っております。福島県を主たる営業基盤とした相対型営業が基本ですが、近年は金融市場を相手とした市場型営業にも力を入れております。
- 最近の福島県経済は、リーマンショックに象徴される欧米の金融危機を克服し、徐々に回復過程を辿っておりました。しかし、3月11日に発生した東日本大震災で情勢は一変しました。特に原発事故はいまなお収束の目処もついておらず、地元経済への悪影響が懸念されております。この間、金融は超緩和を続け、県内の企業倒産も落ち着き基調で推移しております。

##### (東日本大震災の影響)

- 当行に対する直接的影響は次のとおりです。
  - ①人的被害は皆無でした。
  - ②物的被害—地震と津波の影響で本支店併せて179箇所が影響を受け、減損処理も併せ4億円の被害を受けました。なお、被害が大きい須賀川支店については、今後の余震も考え近隣の須賀川西支店と統合することにいたしました。
  - ③営業被害—主として原発事故の影響からピーク時は13店が営業休止に追い込まれましたが、現在の休止店は警戒区域の浪江と富岡の2支店のみとなっております。なお、両支店については、福島市の本店に臨時窓口を設置し、お客様には電話等で対応しております。

- 当行取引先では、浜通り（特に相双地区）を中心に、甚大な影響を受けました。因みに、与信残高1億円以上の取引先472社についてみると、被害が大きいと答えた企業は90社（19%）、被害が中程度と答えた企業は90社（19%）、被害が小さいないし無と答えた企業は292社（62%）でした。このうち、相双地区の37社についてみると、被害が大きいは17社（46%）、被害が中程度は4社（11%）、被害が小さいもしくは無は16社（43%）という調査結果になっております。

### **(平成23年3月期の事業成果)**

- ①預金一期中41億円増加し、期末残高は5,740億円（NCDを含む）、前年比0.7%増となりました。これは、個人預金は減少しましたが、一般法人、公金預金が増加したことによるものです。なお、震災後の動きをみると、個人預金が増加傾向を強めております。
- ②貸出一期中62億円減少し、期末残高は4,396億円、前年比1.4%減となりました。住宅ローンはかなり増加しましたが、事業性貸出が企業の資金需要低迷から減少したことによるものです。なお、震災後の動きをみると、返済猶予の申し出が急増したほか、4月頃から復旧・復興資金の需要も出てきております。当行は、福島県経済の再生に貢献すべく、こうした資金需要については極力積極的に対応していく方針です。
- ③有価証券一期中212億円増加し、期末残高は1,227億円、前年比20.8%増となりました。これは、預金が増加した一方、貸出が減少したため、増加したのは国債が殆どです。
- ④窓口販売一投信、保険、公共債の窓口販売は128億円と前年（100億円）を上回り、期末の預かり資産残高は766億円、前年比3.7%増となりました。
- ⑤損益（単体）一経常利益は1,149百万円（前年85百万円）と大幅な増益となりました。貸出金利息は減少したものの、不良債権処理費用と株式償却が大幅に減少したことが主因です。しかし、最終損益は5,136百万円の赤字となりました（前年300百万円の黒字）。これは、原発事故に対する備えも含めた貸倒引当金（49億円）、物的被害（4億円）、繰延税金資産の取り崩し（11億円）から、震災の影響が64億円の多額に達したことによるものです。

連結ベースでも、経常利益は1,543百万円（前年241百万円）の増益となりましたが、最終損益は震災の影響66億円（うち貸倒引当金51億円）から4,963百万円の赤字となりました（前年388百万円の黒字）。

- ⑥財務内容—23年3月末の不良債権は169億円と前年比27億円減少し、不良債権比率は3.84%に低下しました（前年4.38%）。また、自己資本比率は単体8.35%（前年9.75%）、連結8.38%（同9.72%）に低下しましたが、なお8%台を維持しました。

### **（対処すべき課題）**

第1の課題は地元経済への貢献です。震災の被害者を含め地元の企業、個人に対する情報や資金の提供などに努め、福島県経済の再生に積極的に貢献してまいりたいと考えております。

第2の課題は収益力の強化です。貸出や窓販をはじめ積極的な営業に努めると同時に、コストの削減にも努め、収益力を強化してまいりたいと考えております。

第3の課題は内部管理の充実です。事務のレベルアップをはじめ、現場力の強化、人材の育成、業務の高度化、内部監査の充実などに努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預 金	5,771	5,729	5,699	5,736
定期性預金	3,837	3,824	3,730	3,707
その他	1,933	1,905	1,968	2,028
貸 出 金	4,425	4,499	4,458	4,396
個人向け	1,562	1,588	1,552	1,571
中小企業向け	2,049	2,023	1,942	1,868
その他	813	888	963	956
商品有価証券	1	1	1	0
有 価 証 券	1,097	963	1,015	1,227
国 債	580	475	508	744
その他	516	488	507	482
総 資 産	6,160	6,090	6,059	6,071
内国為替取扱高	20,383	19,311	16,912	15,732
外国為替取扱高	百万ドル 54	百万ドル 52	百万ドル 41	百万ドル 52
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 583	百万円 △3,934	百万円 85	百万円 1,149
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 1,043	百万円 △3,286	百万円 300	百万円 △5,136
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	4円39銭	△14円29銭	1円30銭	△22円34銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益（又は当期純損失）は、当期純利益（又は当期純損失）を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。なお、期中の平均発行済株式数については、自己株式を控除しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
連結経常収益	197	176	183	161
連結経常利益 (△は連結経常損失)	6	△37	2	15
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	10	△32	3	△49
連結純資産額	257	214	246	181
連結総資産	6,181	6,110	6,077	6,090

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	525人	531人
平均年齢	42年5月	42年2月
平均勤続年数	20年1月	19年10月
平均給与月額	358千円	359千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
福 島 県	51店 うち出張所 ( 6 )	51店 うち出張所 ( 6 )
宮 城 県	1 ( 0 )	1 ( 0 )
栃 木 県	1 ( 0 )	1 ( 0 )
茨 城 県	1 ( 0 )	1 ( 0 )
埼 玉 県	1 ( 0 )	1 ( 0 )
合 計	55 ( 6 )	55 ( 6 )

(注) 上記のほか、当年度末において、ローンプラザを4カ所（福島、郡山、白河、いわき）、東京事務所（東京都中央区）及び店舗外現金自動設備104カ所（前年度末104カ所）を設置しております。

##### ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

##### ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

- (注) 1. 当年度において、店舗外現金自動設備を1カ所新設いたしました。  
ダイユーエイトMAX福島店出張所 (福島市曾根田)
2. 当年度において、店舗外現金自動設備を1カ所廃止いたしました。  
堤下町出張所 (郡山市堤下町)

##### ニ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

##### ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。



## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	373
---------	-----

### ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくぎん リース	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務	昭和57年 7月1日	10百万円	100.00%	子会社
株式会社 福島カード サービス	福島県福島市 万世町2番5号	クレジット カード業務 及び信用 保証業務	平成元年 5月12日	105百万円	56.45%	子会社
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市清住 町二丁目7番1号	コンピューター 関連業務	平成7年 12月12日	60百万円	28.41%	関連 法人等

(注) 1. 上記の子会社2社及び関連法人等1社の損益を含めた連結経常利益は1,543百万円、連結当期純損失は4,963百万円となりました。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀42行、都市銀行6行、信託銀行4行、地方銀行63行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合138組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連789（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFIS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
紺野邦武	取締役社長 (代表取締役)	—	—
菅野則夫	専務取締役 (代表取締役) 業務本部長	—	—
和知昭	常務取締役 (代表取締役) 営業本部長	—	—
久能敏光	取締役 企画本部長	—	—
須藤晃秀	常勤監査役	—	—
長谷川茂樹	常勤監査役	—	—
安斎利昭	監査役 (社外監査役)	安斎利昭 法律事務所 弁護士	—
相良勝利	監査役 (社外監査役)	石巻専修大 学経営学部 長	財務及び会計 に関する相当 程度の知見を 有しております。

(注) 監査役のうち、安斎利昭及び相良勝利は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
遠藤久志	常務執行役員 本店営業部長	—	—
鈴木弘志	常務執行役員 郡山営業部長	—	—
齋藤郁雄	執行役員 平支店長	—	—
白石敏次	執行役員 事務本部長	—	—

## (2) 会社役員に対する報酬等

支給額の年間実績（平成22年4月から平成23年3月まで）

区 分	支給人数	報酬等の支給額
取 締 役	5名	年64百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年27百万円 (年5百万円)
合 計 (うち社外監査役)	9名 (2名)	年91百万円 (年5百万円)

- (注) 1. 上記支給人数と報酬等の支給額には、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会の日をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額  
取締役（年額）264百万円  
監査役（年額）84百万円
3. 報酬等の支給額には、次のものが含まれます。  
役員退職慰労引当金繰入額のうち、当事業年度に該当する額  
取締役 6百万円  
監査役 1百万円
4. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し、48百万円支給しております。  
なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額26百万円が含まれております。
5. 上記支給額のほか、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給決議に基づき、役員退職慰労金を各取締役及び監査役の退任時に支払う予定であります。その総額は、取締役3名に対して129百万円、監査役4名に対して12百万円（うち社外監査役2名5百万円）となる予定であります。  
なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額92百万円（取締役3名81百万円、監査役4名11百万円（うち社外監査役2名3百万円））が含まれております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
監査役 安斎 利昭	安斎利昭法律事務所弁護士
監査役 相良 勝利	石巻専修大学経営学部長

(注) 上記社外監査役2名の兼任先である安斎利昭法律事務所並びに石巻専修大学と当行の間に利害関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
監査役 安斎 利昭	7年9ヵ月	当期中に開催した取締役会16回中全てに出席、また、当期中に開催した監査役会19回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 相良 勝利	2年9ヵ月	当期中に開催した取締役会16回中全てに出席、また、当期中に開催した監査役会19回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に財務・会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。

#### (3) 責任限定契約

該当ありません。

#### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	2名	5	—

- (注) 1. 支給人数2名はすべて社外監査役であります。  
2. 銀行からの報酬等には、当期の役員退職慰労引当金繰入額0百万円が含まれております。

#### (5) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

- (1) **株式数**  
発行可能株式総数 300,000千株  
発行済株式の総数 230,000千株 (自己株式163,553株を含む。)
- (2) **当年度末株主数** 16,686名
- (3) **大株主**

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,850千株	6.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6,585	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,328	1.88
福島銀行従業員持株会	4,056	1.76
株式会社アラジン	3,837	1.66
株式会社東北サファリーパーク	3,562	1.54
株式会社栃木銀行	3,135	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	2,102	0.91
株式会社東邦銀行	2,063	0.89
株式会社アイダ設計	1,734	0.75

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) **事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等**  
該当ありません。
- (2) **事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等**  
該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 深田建太郎 指定有限責任社員 谷藤 雅俊	56	金融商品の時価開示に関する助言・指導業務

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 金融商品の時価開示に関する助言・指導業務の報酬3百万円を含んでおります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任又は不再任の決定を行う方針です。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。



## 8. 業務の適正を確保する体制

当行の取締役会は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」を決議しております。また、金融商品取引法第24条の4の4第1項の定めによる内部統制報告書の作成にあたっての基本方針である「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決議しております。各基本方針については、適宜見直しを行っており、適切な業務執行体制確保に取り組んでいます。各基本方針の概要は以下のとおりです。

### ○「内部統制システムの基本方針」

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、公表する。
- (2) 取締役の職務執行の牽制機能として2名以上の社外監査役を置く。
- (3) 法令及び定款の遵守を確保するため、コンプライアンス総括部署を設置する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、関連資料とともに保存することを定める。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (2) リスク管理を行う組織として、リスク管理総括部署を設置する。
- (3) リスク管理の実態を把握するため、独立性を確保した内部監査担当部署を設置する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、個別業務の決定は各種委員会及び各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (2) 取締役は職務の執行権限を可能な限り各部署及び各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に対応することを定める。また、対応する総括部署を明確にする。
- (2) コンプライアンス総括部署は、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、その徹底を期すため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (3) コンプライアンスに関する報告や相談を行える内部通報の仕組みを設ける。

## 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社には、当行から取締役または監査役を派遣する。
- (2) 子会社は、当行の内部監査の対象とする。

## 7. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は内部監査担当部署の使用人に監査業務の補助を行うよう依頼出来る。監査業務の補助については、取締役を含め何人も口出し出来ない。
- (2) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人と、銀行の課題や監査役監査の環境整備の状況について意見交換を行うことが出来る。

## ○ 「財務報告に係る内部統制の基本方針」

1. 株式会社福島銀行（以下「当行」という。）及び連結子会社の有価証券報告書等における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の作成にあたっての基本方針を定める。
2. 当行及び連結子会社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（平成19年2月15日企業会計審議会）」による「内部統制の統合的枠組み」を基本に統制環境の整備と文書化を行い、内部統制の整備・運用状況の有効性について評価し、その結果を内部統制報告書として連結会計年度毎に適時開示する。
3. 内部統制体制は以下の通りとする。
  - (1) 当行及び連結子会社の内部統制が有効に機能するよう、体制整備や関連諸規程の策定等、内部統制に関連する一連の企画・作業・管理を統括的に行う内部統制担当部署を定める。
  - (2) 内部統制に関する手続きや不備事項についての対応に係る承認は内部統制担当部署の担当役員において行い、担当役員が重要と判断した事項は取締役会に報告する。
  - (3) 内部統制の有効性を評価するため、内部監査担当部署は内部統制に係る監査方針を策定し、当該方針に基づく内部監査を実施する。
  - (4) 連結子会社の内部統制に関する事項は、連結子会社の担当部署と当行の内部統制担当部署及び内部監査担当部署が協議のうえ実施する。
4. この基本方針における「連結子会社」とは、内部統制の文書化及び有効性評価の対象となる拠点をいう。連結子会社は当行が策定した基本方針等に則り、内部統制の方針を策定のうえ、体制整備、有効性評価を実施する。
5. リスクの高い領域を重点的に管理するため、連結ベースにおけるリスクの重要性分析を行い、内部統制の文書化及び有効性評価を行う対象範囲（拠点、勘定科目、業務プロセス等）を選定する。

6. 上記により選定した対象範囲に基づき、内部統制についての文書化を行う。

(1) 全般統制

統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応に関する全社的な統制活動を文書化する。

(2) 個別統制

①決算・財務報告書等の作成における統制活動を文書化する。

②重要な業務プロセスにおける個別の統制活動を文書化する。

(3) IT統制

IT全般に関する統制活動と個々のアプリケーション・システムの機能に関する統制活動について文書化する。

7. 毎年度末を基準日とし、以下の項目毎に内部統制の有効性評価を実施する。

(1) 整備状況の評価

内部監査担当部署は、当行及び連結子会社における統制活動及びリスク・コントロールが適切に設定されていることについて、整備状況の評価を行う。

(2) 運用状況の評価

内部監査担当部署は、当行及び連結子会社における統制活動が適正に実施されていることについて、運用状況の評価を行う。

(3) 有効性評価の確認

内部統制担当部署は、内部監査担当部署の評価結果の報告に基づき、統制活動が有効に機能していることを確認する。

8. 内部統制担当部署は、当行及び連結子会社の内部統制の有効性評価の結果について纏めた内部統制報告書を作成し、取締役会にて承認を得る。

9. この基本方針の改正は、取締役会で決定する。

なお、上記基本方針は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

## 9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 10. その他

該当ありません。

# 第145期末 (平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	28,439	預金	573,618
現金	9,693	当座預金	9,402
預金	18,746	普通預金	187,571
商品有価証券	71	貯蓄預金	2,427
商品有価証券	71	通知預金	1,993
金有価証券	1,663	定期預金	359,325
有価証券	122,737	定額積	11,447
国債	74,442	その他の預金	1,450
地方債	2,487	譲渡性預金	480
社債	18,494	借入金	2,300
株	5,434	社債	2,300
その他の証券	21,877	借入金	3,700
貸出	439,652	その他の負債	4,942
引当金	1,690	未払金	44
手形	40,068	未払金	35
貸付	351,958	未払金	1,805
越前	45,935	未払金	279
替り	155	未払金	28
預け	155	未払金	53
資産	5,675	未払金	1
替り	45	未払金	35
商	660	未払金	2,658
品	0	未払金	2,149
産	4,969	未払金	155
物	12,841	未払金	114
地	5,730	未払金	1,011
産	6,444	未払金	738
ア	666	負債の部合計	589,210
産	883	(純資産の部)	
返	778	資本	18,127
金	105	本	5,688
	4,741	剰余金	5,688
	738	利益剰余金	△ 4,459
	△ 10,451	利益剰余金	347
		その他の利益剰余金	△ 4,806
		繰越利益剰余金	△ 4,806
		自己株	△ 14
		自主資本	19,342
		その他の有価証券	△ 1,955
		土地再評価差額	550
		評価・換算差額等	△ 1,405
		純資産の部合計	17,936
資産の部合計	607,146	負債及び純資産の部合計	607,146

# 第145期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金	額
		10,592	13,745
経資	常金	9,542	
	貸有口預そ	1,029	
	役受そ	16	
	そ外国	3	
	そ株	0	
	経資	1,888	
	預譲口借社	535	
	支そ	1,353	
	商	642	
	国	11	
	債	543	
	債	87	
	債	621	
	債	101	
	債	519	
	債	1,266	
	債	1,116	
	債	15	
	債	0	
	債	9	
	債	124	
	債	0	
	債	954	
	債	120	
	債	834	
	債	27	
	債	0	
	債	13	
	債	13	
	債	7,621	
	債	2,727	
	債	467	
	債	1,581	
	債	69	
	債	78	
	債	55	
	債	473	
	債	1,149	
	債	217	
	債	5,466	
	債	24	
	債	432	
	債	4,974	
	債	35	
	債	4,099	
	債	22	
	債	1,013	
	債	1,036	
	債	5,136	

# 第145期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	18,127
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	18,127
<b>資本剰余金</b>	
<b>その他資本剰余金</b>	
前期末残高	5,688
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	5,688
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
前期末残高	301
当期変動額	—
利益準備金の積立	46
当期変動額合計	46
当期末残高	347
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
前期末残高	538
当期変動額	—
利益準備金の積立	△ 46
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	5,136
土地再評価差額金の取崩	66
当期変動額合計	△ 5,345
当期末残高	△ 4,806
<b>利益剰余金合計</b>	
前期末残高	839
当期変動額	—
利益準備金の積立	—
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	5,136
土地再評価差額金の取崩	66
当期変動額合計	△ 5,299
当期末残高	△ 4,459
<b>自己株式</b>	
前期末残高	△ 13
当期変動額	—
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 14
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	24,642
当期変動額	—
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	5,136
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	66
当期変動額合計	△ 5,299
当期末残高	19,342

科 目	金 額
<b>評価・換算差額等</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
前期末残高	△ 718
当期変動額	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 1,237
当期変動額合計	△ 1,237
当期末残高	△ 1,955
<b>土地再評価差額金</b>	
前期末残高	616
当期変動額	—
土地再評価差額金の取崩	△ 66
当期変動額合計	△ 66
当期末残高	550
<b>評価・換算差額等合計</b>	
前期末残高	△ 101
当期変動額	—
土地再評価差額金の取崩	△ 66
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 1,237
当期変動額合計	△ 1,303
当期末残高	△ 1,405
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	24,540
当期変動額	—
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	5,136
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 1,237
当期変動額合計	△ 6,603
当期末残高	17,936

# 第145期末 (平成23年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	28,490	預 金	573,172
商品有価証券	71	譲渡性預金	480
金銭の信託	1,663	借 用 金	2,802
有 価 証 券	122,348	社 債	3,700
貸 出 金	437,407	そ の 他 負 債	5,563
外 国 為 替	155	退職給付引当金	2,157
リース債権及びリース投資資産	3,237	役員退職慰労引当金	161
そ の 他 資 産	7,844	睡眠預金払戻損失引当金	114
有形固定資産	12,866	利息返還損失引当金	0
建物	5,730	再評価に係る繰延税金負債	1,011
土地	6,451	負 の の れ ん	1,005
その他の有形固定資産	684	支 払 承 諾	738
無形固定資産	914	負債の部合計	590,907
ソフトウェア	807	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	107	資 本 金	18,127
繰延税金資産	4,930	資本剰余金	5,688
支払承諾見返金	738	利益剰余金	△ 4,348
貸倒引当金	△ 11,584	自 己 株 式	△ 14
		株主資本合計	19,453
		その他有価証券評価差額金	△ 1,966
		土地再評価差額金	550
		その他の包括利益累計額合計	△ 1,416
		少数株主持分	140
		純資産の部合計	18,177
資産の部合計	609,085	負債及び純資産の部合計	609,085



# 第145期 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,101
貸出金	10,608
有価証券利息	9,562
コールローン利息及び買入手形利息	1,026
預け金	16
その他	3
引当金	0
業務の他	1,886
の他	642
の他	2,963
経常費用	14,557
預讓金	1,278
渡性預金	1,116
コールマネー利息及び売渡手形利息	15
借入金	0
社債	20
その他	124
の他	2
業務の他	935
の他	27
の他	7,910
倒引当金	4,406
の他	376
の他	4,029
経常利益	1,543
特別利益	217
償却債権	217
特別損失	5,676
固定資産	24
減損	432
災害	5,184
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	35
税金等調整前当期純損失	3,915
法人税、住民税及び事業税	97
法人税等調整額	942
法人税等合計	1,040
少数株主損益調整前当期純損失	4,955
少数株主利益	7
当期純損失	4,963

# 第145期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
前期末残高	18,127
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	18,127
<b>資本剰余金</b>	
前期末残高	5,688
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,688
<b>利益剰余金</b>	
前期末残高	777
当期変動額	
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	4,963
土地再評価差額金の取崩	66
当期変動額合計	△ 5,126
当期末残高	△ 4,348
<b>自己株式</b>	
前期末残高	△ 13
当期変動額	
自己株式の取得	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	△ 14
<b>株主資本合計</b>	
前期末残高	24,579
当期変動額	
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	4,963
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	66
当期変動額合計	△ 5,126
当期末残高	19,453

科 目	金 額
<b>その他の包括利益累計額</b>	
<b>その他有価証券評価差額金</b>	
前期末残高	△ 727
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,238
当期変動額合計	△ 1,238
当期末残高	△ 1,966
<b>土地再評価差額金</b>	
前期末残高	616
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 66
当期変動額合計	△ 66
当期末残高	550
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	
前期末残高	△ 110
当期変動額	
土地再評価差額金の取崩	△ 66
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,238
当期変動額合計	△ 1,305
当期末残高	△ 1,416
<b>少数株主持分</b>	
前期末残高	134
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6
当期変動額合計	6
当期末残高	140
<b>純資産合計</b>	
前期末残高	24,603
当期変動額	
剰余金の配当	△ 229
当期純損失	4,963
自己株式の取得	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,232
当期変動額合計	△ 6,425
当期末残高	18,177

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社 福島銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

株式会社 福島銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月19日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	須 藤 晃 秀 ㊞
常勤監査役	長谷川 茂 樹 ㊞
監 査 役	安 斎 利 昭 ㊞
監 査 役	相 良 勝 利 ㊞

(注) 監査役安斎利昭及び監査役相良勝利は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第145期決算における損失計上にもなう欠損の填補及び今後の早期復配の実施を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金から繰越利益剰余金に振替えることといたしたいと存じます。

利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の内容は次のとおりであります。

#### 1. 利益準備金の額の減少に関する事項

- (1) 減少する準備金の額  
利益準備金 347,000,000円
- (2) 増加する剰余金の額  
繰越利益剰余金 347,000,000円
- (3) 準備金の額の減少が効力を生じる日  
平成23年6月29日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の額  
その他資本剰余金 4,459,765,629円
- (2) 増加する剰余金の額  
繰越利益剰余金 4,459,765,629円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当行は、東日本大震災や原発事故等の影響により、厳しい状況に直面している地域経済の復旧・復興のための資金需要については積極的に対応していく方針であります。

今後、金融仲介機能を安定的かつ持続的に発揮するため、資本増強の必要性が生じた場合における選択肢の一つとして、普通株式とは異なる種類の株式（A種優先株式）の発行を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、A種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

### 2. 変更の概要

- (1) 現行定款5条の発行可能株式総数を3億株から9億株とするものです。
- (2) 現行定款7条の単元株式数にA種優先株式を追加するものです。
- (3) 変更案第2章の2にA種優先株式に関する規定を追加するものです。
- (4) 変更案第3章の2に種類株主総会に関する規定を追加するものです。

### 3. 変更の内容

具体的内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第5条（発行可能株式総数）  当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	第2章 株 式 第5条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は <u>9億株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は <u>9億株</u> 、A種優先株式の発行可能種類株式総数は <u>9億株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (単元株式数)  当銀行の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(新 設)  (新 設)</p>	<p>第7条 (単元株式数)  当銀行の普通株式およびA種優先株式の1単元の株式数は、<u>それぞれ</u>1,000株とする。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>第12条の2 (A種優先配当金)</p> <p><u>当銀行は、第50条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>2</u> ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>3</u> A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p><u>第12条の3 (A種優先中間配当金)</u>  当銀行は、第51条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第12条の6 (普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はA種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>2 取得を請求することができる期間は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間(以下「取得請求期間」という。)とする。</u></p> <p><u>3 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>4 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>第12条の7（金銭を対価とする取得条項）</u></p> <p><u>当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>2 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第3章の2 種類株主総会</u> <u>第18条の2 (種類株主総会への準用)</u> <u>第14条、第15条、第17条および</u> <u>第18条の規定は、種類株主総会に</u> <u>これを準用する。</u> <u>2 第12条第1項の規定は、定時株</u> <u>主総会と同日に開催される種類株主</u> <u>総会にこれを準用する。</u> <u>第18条の3 (種類株主総会の決議の方法)</u> <u>種類株主総会の決議は、法令また</u> <u>は定款に別段の定めがある場合を除</u> <u>き、出席した議決権を行使するこ</u> <u>とができる株主の議決権の過半数をも</u> <u>って行う。</u> <u>2 会社法第324条第2項の規定によ</u> <u>る種類株主総会の決議は、当該種類</u> <u>株主総会において議決権を行使す</u> <u>ることができる株主の議決権の3分の</u> <u>1以上を有する株主が出席し、その</u> <u>議決権の3分の2以上をもって行</u> <u>う。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
1	こんのくにたけ 紺野邦武 (昭和18年3月12日生)	昭和40年4月 日本銀行入行 昭和62年5月 秋田支店長 平成元年5月 検査役 平成3年5月 福岡支店長 平成4年11月 日本銀行退職 平成4年11月 大阪銀行協会専務理事 平成13年3月 同協会退職 平成13年4月 当行顧問 平成13年6月 取締役副社長 平成14年6月 取締役社長 (現在に至る)	275,000株
2	かんののりお 菅野則夫 (昭和30年4月25日生)	昭和53年4月 当行入行 平成9年7月 融資部審査役 平成12年7月 総合企画部課長 平成13年10月 経営企画部課長 平成14年5月 経営企画部長 平成15年6月 取締役経営企画部長 平成16年4月 取締役管理本部長 平成17年6月 常務取締役管理本部長 平成18年3月 常務取締役 平成20年3月 常務取締役管理本部長 平成20年6月 専務取締役営業本部長 平成21年7月 専務取締役企画本部長 平成23年3月 専務取締役業務本部長 (現在に至る)	84,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
3	わ ち あきら 和 知 昭 (昭和27年8月13日生)	昭和46年4月 当行入行 平成7年7月 門田支店長 平成10年7月 須賀川支店長 平成12年3月 本店営業部副部長 平成13年6月 川俣支店長 平成14年9月 白河支店長 平成16年4月 平支店長 平成17年6月 取締役営業本部長 平成18年3月 取締役 平成18年6月 取締役郡山支店長 平成19年6月 常務取締役郡山支店長 平成20年6月 常務取締役本店営業部長 平成22年6月 常務取締役営業本部長 (現在に至る)	53,420株
4	く のう とし みつ 久 能 敏 光 (昭和31年9月28日生)	昭和55年4月 当行入行 平成16年4月 法人営業チーム リーダー 平成16年7月 営業企画チーム リーダー 平成17年4月 個人営業チーム リーダー 平成18年3月 福島西支店長 平成20年3月 リスク管理チーム リーダー 平成20年10月 経営管理チーム リーダー 平成21年7月 営業本部長 平成22年6月 取締役管理本部長 平成23年3月 取締役企画本部長 (現在に至る)	65,000株
5	※ もり かわ ひで はる 森 川 英 治 (昭和30年8月6日生)	昭和54年4月 日本銀行入行 平成10年7月 人事局総務課長 平成11年6月 政策委員会室総務課長 平成13年11月 福島支店長 平成17年3月 検査役 平成19年11月 金融機構局審議役 平成21年5月 検査室長 平成23年5月 日本銀行退職 平成23年5月 当行顧問 (現在に至る)	一株

(注) 1. ※は新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役安齋利昭氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数
しん かい ふみ お 新開文雄 (昭和26年10月16日生)	平成元年11月 弁護士登録 平成4年4月 第一東京弁護士会入会 平成8年4月 福島県弁護士会へ登録替 平成14年4月 福島県弁護士会副会長(2期) 東北弁護士会連合会理事(2期) 平成16年6月 福島県労働委員会公益委員 平成18年4月 福島市顧問 平成18年10月 日本司法支援センター福島地方事務 所副所長 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新開文雄氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 新開文雄氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、当行の監査に反映していただくためであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

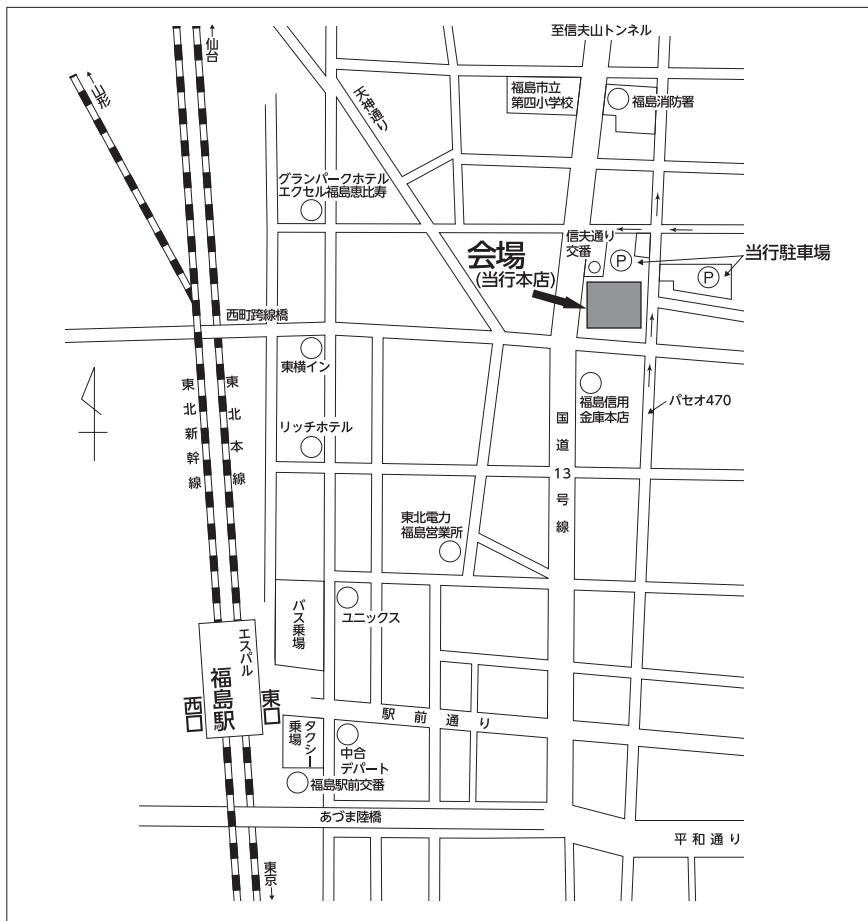
以上



# 第145回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 大会議室

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。